平成２５年（フ）第５６５号
兵庫県赤穂郡上郡町上郡683番地２、従前の住所兵庫県赤穂郡上郡町山野里698番地３　安室ケ丘住宅33号
債務者　横谷　英一
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５６８号
兵庫県姫路市勝原区丁389番地１　槇得ハイツⅡ２－Ｃ、従前の住所兵庫県姫路市勝原区宮田519番地５　カラオケロマンス
債務者　やんちゃ酒こと　内野　榮子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４２５号
奈良市鳥見町４丁目２番地　富雄団地17―104号
債務者　石田　茂雄
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２７４号
長崎県長崎市大浜町1589番地３　鈴島アパート205
債務者　濱里　善彦
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
鹿児島県阿久根市大丸町158番地　プリムローズ102、前住所長崎県島原市南崩山町丁2420番地10
債務者　宅島　一孝
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
北海道小樽市天神１丁目19番11号
債務者　小笠原　忍
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第４２９号
茨城県東茨城郡茨城町大字中石崎876番地１
債務者　海老澤考宏
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１０８号
石川県加賀市山代温泉17の93番地　山谷ビル305号室
債務者　柳沼　克治
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第４２号
岐阜市宇佐２丁目12番１―301号　ハイツ宇佐１号棟、申立時の住所福井県敦賀市泉ヶ丘80―１－３号
債務者　廣江恵津子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第５８号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立5963番地　河口湖小立団地２号館303号
債務者　青木　泰隆
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立5963番地　河口湖小立団地２号館303号
債務者　青木ふさえ
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
長野県駒ケ根市赤穂11811番地８
債務者　伊藤　大和
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第４３８号
岐阜市鷺山1714番地１　メゾン中洙３ＦＤ号室
債務者　杉浦　　武
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４３９号
岐阜市鷺山1714番地１　メゾン中洙３ＦＤ号室
債務者　杉浦　玲子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３９４号
奈良県大和郡山市小泉町1535番地５　サンビレッジ幸泉106号、申立時の住所奈良県大和郡山市小泉町1905番地82
債務者　山村　　忠
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４１９号
奈良市杏町302番地の３　第11号市営住宅８号
債務者　西村　春美
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４２９号
奈良市中登美ケ丘１丁目1994番地の３　中登美団地Ｄ49―201号
債務者　柴田　美幸（旧姓越川）
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　奈良地方裁判所